

6 審査員

- 1) 級位審査は都空連の選任した3級資格審査員以上1名で審査することができる。
 - 2) 級位審査員は、全空連資格審査員規程によらず、下記の資格を有する者から専任することができる。但し、②に該当する場合にあっては、2名以上の審査員で審査をしなければならない。
 - ①満70歳以上の3級資格審査員以上の経験者
 - ②全空連公認3段以上で公認スポーツ指導員有資格者である満30歳以上の者
 - 3) 審査員の登録については、事前に各区郡市連盟及び道歴保証人単位にて申請をする。但し、区郡市連盟所属団体及び道場にて1)又は2)に該当する資格審査員がいない場合については、当面の間、各区郡市連盟の会長又は理事長が審査員登録者の中から審査員を命ずることができる。
- ※. (公財)日本体育協会の公認資格有効期限の確認は2年毎に行う。

7. 受審者の資格基準

- 級位を受審しようとする者は、都空連及び全空連の登録会員でなければならない。
- ※. 都空連の会員登録2年以上継続していること。

8. 級位審査の申請方法

- 1) 各区郡市連盟及び都空連認定道歴保証人単位で級審査をし、該当者は必要に応じ都空連に級位申請書と登録者名簿、受審料、登録料、証書代を収める。
(1級～5級)

9. 書類審査合格者について

- 1) 全空連公認級位の合格証書を授与する。
 - 2) 公認級位合格者は原本に登録、全空連の証書にNo.、級位、氏名、東京都空手道連盟の承認印を押印し、申請団体に送付する。
- ※. 証書は都空連で事前に用意する。

10. 申請受付時期

第1回目 平成26年 6月 1日より8月31日まで

第2回目 平成26年11月 1日より2月28日まで

・10月秋季段位審査会と、4月春季段位審査会の準備を考慮した

11. 費用

- ① 諸経費(郵送料、印刷費等) ¥1,000
- ② 登録料 ¥2,000(決定、都空連へ)
- ③ 免状代 ¥1,000(決定、全空連へ)

12. その他

- 1) 平成25年12月の理事会での決議を受け、平成26年4月1日から施行するが、全空連主催大会の参加資格への級位の義務付けは平成27年4月1日から実施する。

以上